

公開

平成30年度
東京都信用保証補助審査会

平成31年2月8日（金曜日）

東京都産業労働局

平成30年度東京都信用保証補助審査会

1 日時及び場所

平成31年2月8日（金曜日） 15時00分～16時15分

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21

2 出欠

出席 高橋功委員 佐藤智香委員

とくとめ道信委員 成清梨沙子委員

服部津貴子委員 保坂政彦委員

松川紀代美委員 三宅茂樹委員

村松一希委員

欠席 谷村孝彦委員

3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局長 藤田裕司

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る平成30年度
補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

15時00分開会

○河村金融課長 それでは、時間、少し前ではございますけれども、委員の皆様、おそろいということですので、これより開会とさせていただきます。

本日はお忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成30年度東京都信用保証補助審査会を開会いたします。

大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元には、議事次第、席次表、東京都知事からの諮問文の写し、総括資料をお配りしております。

なお、本審査会におけるペーパーレス化に向けた試行的な取り組みといたしまして、説明資料は卓上のタブレット端末でも御覧いただくことができます。タブレット端末は説明にあわせて、事務局のほうで操作をいたしまして、資料を表示いたします。

なお、適宜、ご自身でタブレット端末の画面をスライドしていただくことも可能でございますが、事務局が操作いたしますと、タブレットも連動して動きますので、ご了承いただければと思います。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の総括資料の1ページが委員名簿となっておりますので、御覧いただければと思います。

委員の方々を50音順にご紹介させていただきます。

佐藤智香委員でございます。

○佐藤委員 どうぞよろしくお願いたします。

○河村金融課長 高橋功委員でございます。

○高橋委員 高橋です。どうぞよろしくお願いたします。

○河村金融課長 とくとめ道信委員でございます。

○とくとめ委員 とくとめ道信です。よろしくお願いたします。

○河村金融課長 成清梨沙子委員でございます。

○成清委員 よろしくお願いたします。

○河村金融課長 服部津貴子委員でございます。

○服部委員 服部でございます。よろしくお願いたします。

○河村金融課長 保坂政彦委員でございます。

○保坂委員 よろしく申し上げます。

○河村金融課長 松川紀代美委員でございます。

○松川委員 松川です。よろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 三宅茂樹委員でございます。

○三宅委員 よろしく申し上げます。

○河村金融課長 村松一希委員でございます。

○村松委員 よろしく申し上げます。

○河村金融課長 なお、谷村孝彦委員につきましては、本日は所用により、ご欠席ということになってございます。

続きまして、産業労働局長の藤田でございます。

○藤田産業労働局長 藤田でございます。きょうはどうぞよろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 次に、本審査会の事務局を務めます金融部長の加藤でございます。

○加藤金融部長 加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 融資制度・債権管理担当課長の西田でございます。

○西田融資制度・債権管理担当課長 西田でございます。よろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 申し遅れましたが、私、本日の司会進行を担当させていただきます金融課長の河村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本審査会の定足数でございますが、総括資料の2ページでございます東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定によりまして、定足数は委員の半数以上となっております。本日は委員10名中9名にご出席いただいておりますので、本審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲についてご説明申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれにかかわる質疑応答部分につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含むため、総括資料の3ページでございます東京都信用保証補助審査会運営要綱第3の規定に基づきまして、非公開といたしまして、それ以外につきましては公開ということといたします。

また、議事録及び資料につきましても同様の取扱いといたします。

なお、議事録の正確性を期するため速記を入れてございますので、ご了承願ひます。

本日は、昨年10月23日から委員にご就任いただいて以降、初めて開会される審査会となります。このため、審査に入ります前に、会長の選任を行いたいと存じます。東京都信用保証補助

審査会条例第5条の規定によりまして、会長は委員の互選により選任することとなっております。ご提案がございましたら、お願いしたいと存じます。

なお、ご発言の際は、お手元のマイクをお使いいただきますよう、お願い申し上げます。いかがでございましょうか。

松川委員、お願いいたします。

○松川委員 会長につきましては、東京都中小企業団体中央会副会長である高橋委員にお願いしたいと思っております。中央会は、東京の各種中小企業関係組合等を網羅的に組織した総合指導機関です。その中央会で副会長を務め、中小企業の経営実態について高い見識を有している高橋委員が会長にふさわしいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河村金融課長 よろしいでしょうか。ただいま、異議なしということをしていただきましたので、それでは、会長につきましては、高橋委員にお願いしたいと思えます。

それでは、高橋会長、恐れ入りますが、会長席のほうへお移り願います。

(高橋会長、会長席に着座)

○河村金融課長 それでは、ここから先の進行につきましては、高橋会長にお願いいたしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高橋会長より一言、ご挨拶を頂戴したいと思えます。

○高橋会長 大変僭越ながら、会長にご指名をいただきました東京都中小企業団体中央会副会長の高橋でございます。私ども中央会は、中小企業の振興発展を図るために、中小企業の組織化を推進しまして、企業間、組織間の連携を強固にすることによりまして、中小企業を支援している団体でございます。

中小企業の経営実態の一端を見ることができますこの審査会は、我々にとりましても、大変重要な意味合いがあると認識をしております。委員の皆様方のご理解、ご協力を賜りながら、誠心誠意、審査会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、補助金の使途につきまして、公正妥当を期するため、中小企業の金融円滑化に制度融資が果たしている役割を踏まえつつ、慎重なご審査をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

それでは、着席をして進行させていただきます。

まず、会長代理と議事録署名人の指名をさせていただきたいと思えます。東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長代理を指名することとなっております。

す。この件につきましては東京における中核的な中小企業支援機関である東京都中小企業振興公社専務理事であり、中小企業支援に造詣の深い保坂委員をご指名させていただきたいと思いをいたします。よろしくお願いいたします。

また、東京都信用保証補助審査会運営要綱第4の規定に従いまして、議事録には会長及び会長の指名する委員が署名することとなっております。こちらにつきましても保坂委員にお願いをしたいと思っておりますので、あわせて、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付をしてあります東京都知事からの諮問文の写しを御覧いただきたいと思いをいたします。

本日の審査会は、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し、都が交付する補助金の用途につきまして審査をいただくものでございます。

それでは、審査に入ります前に、ご出席いただいております藤田産業労働局長からご挨拶をいただきたいと思いをいたします。局長、よろしくお願いいたします。

○藤田産業労働局長 産業労働局長の藤田でございます。

本年度の東京都信用保証補助審査会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

各委員の皆様方には、会長を初め、本日はお忙しい中、本審査会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、各委員の皆様方には日ごろから東京都の産業労働行政全般に対しまして、格別のご理解、ご支援を賜っておりますことを、また重ねまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本審査会でございますけれども、東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に対しまして、平成30年度に東京都が交付を予定しております補助金につきましてご審査をいただくものでございます。

具体的な内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますけれども、本補助制度は、東京信用保証協会の積極的な保証を促し、中小企業金融のさらなる円滑化を図るための支援として大変重要な役割を果たしているものでございます。

さて、我が国の景気は緩やかな拡大を続けておりますけれども、米中貿易摩擦等の海外の経済情勢も踏まえますと、中国での設備投資の動きが非常に鈍化しているなど、具体的な影響が出ておりますし、ヨーロッパのほうでも、少し景気後退かみたいな記事も、きのう、きょうあたり出ております。

このように、今後の経済動向は非常に不透明感を増しております、また、都内中小企業のほうに目を向けますと、依然として資金繰りが苦しい、あるいは生産性向上、人材確保、さらには、円滑な事業承継の推進など、さまざまな課題に直面しているのが実態でございます。

こうした中、都におきましては、昨年12月に都内中小企業を取り巻く環境の変化に対応し、中小企業への支援を総合的に推進するための基本理念を定めました東京都中小企業・小規模企業振興条例、これを制定をさせていただいたところでございます。

本条例の理念を踏まえまして、地域の経済や社会の持続的な発展、雇用の創出を実現するため、質の高い中小企業振興策を進めてまいります。

金融施策について申し上げますと、今年度の制度融資の新たな取り組みといたしましては、まず、小規模事業者が利用できる小口融資の融資限度額を2,000万円に引き上げるなど、経営環境の変化による影響を受けやすい小規模事業者の持続的な発展を後押ししております。

また、創業におきましては、多くの創業希望者が新たな事業に積極的にチャレンジができるようにということで、融資限度額を3,500万円に引き上げますとともに、融資利率を最大で0.3%引き下げるといった意味での拡充をいたしたところでございます。

加えまして、事業承継におきましては、後継者が円滑に承継できるよう、後継者個人の株式取得資金などを融資の対象といたしますとともに、一定の財務要件を満たした場合に、経営者の個人保証を不要といたします特例メニューを創設をしたところでございます。

東京都におきましては、制度融資のほかにも、資金調達手段の多様化を図るためということで、地域の信用金庫、あるいは信用組合など、地域の金融機関と連携をした融資制度、あるいは事業用資産を担保とした融資制度、あるいはファンド、クラウドファンディング等の新たな金融手法を活用した取り組みなど、都独自の金融支援にもあわせて取り組んでいるところでございます。

委員の皆様におかれましては、さまざまな知見から忌憚のないご意見を賜りまして、ご審査をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、長丁場になりますけれども、よろしく願いいたします。

○高橋会長 局長、ご丁寧なご挨拶をありがとうございました。

なお、藤田局長は、この後、別の公務を控えてございまして、ここで退席をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(藤田産業労働局長 退席)

○高橋会長 それでは、これから審査に入りたいと思っております。

まず、本日の総括的な事項につきまして、加藤金融部長からご説明をいただきます。

○加藤金融部長 改めまして、金融部長の加藤でございます。

委員の皆様方には、日ごろより都の金融施策に対しまして、格別のご指導、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

まず私から、制度の概要や本日の審査につきまして、総括的なご説明を申し上げます。

恐縮ですが、ここからは着席で説明させていただきます。

初めに、お手元配付の総括資料の4ページを御覧願います。東京都中小企業制度融資の概要についてご説明いたします。

制度融資は、中小企業信用保険法に基づきまして、中小企業の信用力を補完し、売上減少等に直面する中小企業に対する金融機関からの資金の流れを円滑にするというセーフティネットとしての極めて重要な役割を担っている制度でございます。

この融資は、都と東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して資金を供給する制度でございます。それぞれの役割でございますが、まず、保証協会は、中小企業が金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証いたします。金融機関は、都の定めた条件で、運転資金、設備資金の融資を行います。万が一、借り入れをした中小企業が債務不履行となった場合、保証協会は中小企業にかわりまして、金融機関に債務を弁済することになっております。

都は金融機関に対する貸付原資の預託、中小企業が保証協会に支払う信用保証料の補助、保証協会に対する保証債務履行補助により、中小企業の負担軽減や円滑な資金調達を図っております。

その中でも、保証債務履行補助は、保証協会との損失補助契約に基づきまして、代位弁済した金額の一部につきまして、補助金を交付するものであり、保証協会の積極的な保証を促すための支援として重要な役割を担っているものでございます。

本日の審査会におきましては、平成30年度に保証協会に対し都が交付を予定しておりますこの保証債務履行補助金の公正性、妥当性についてご審査をお願いするものです。

続きまして、5ページでございます。「保証債務履行補助事業のスキーム」でございます。

本スキームは補助金交付の時期の違いによりまして、償却時に補助を行う方式と代位弁済時に補助を行う方式がございます。今年度は、償却時に補助を行うものが全体の99.8%を占めておりますので、まず、左側の図のスキームについてご説明いたします。

中小企業が返済不能となるなどの事故発生後、保証協会が金融機関に代位弁済し、保証協会は、中小企業に対する求償権を取得いたします。その一部は、中小企業信用保険法に基づきま

して、日本政策金融公庫から保険金として受け取ります。

保証協会は中小企業に対して督促、回収を続けますが、債務者が破産や民事再生など法的手続を実施した場合、または、死亡、失踪等により回収不能の場合、保証債務の履行後、5年が経過した場合などに求償権を償却いたします。

これを受けまして、都は政策金融公庫からの保険金で補填されなかった部分につきまして、補助金を交付いたします。

主な他の自治体では、右側の図のように、代位弁済時に求償権の償却を待たずに補助金を交付しておりますが、都におきましては、公金支出の抑制を図るため、保証協会に回収努力を求め、求償権の償却時に補助をしております。

なお、欄外の米印にございますとおり、保証協会は補助金受領後に回収金を得た場合には、都と日本政策金融公庫に対しまして、その負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、6ページを御覧願います。「東京信用保証協会事業概況表」でございます。

保証申込、保証承諾、保証債務残高、代位弁済、回収につきまして平成21年度から10年間の推移を示しております。

まず、表頭の左から3番目「保証承諾」でございますが、平成21年度は、リーマン・ショックの影響が残っていたことにより、2兆5,000億円を超えておりましたが、その後は減少を続け、ここ数年は1兆1,000億円程度で推移しております。

保証協会においては、個々の保証審査につきまして、事業の概況、財務諸表の分析、資金使途の妥当性、返済の見通し等の返済能力の審査にとどまらず、経営者の事業への取り組み姿勢や経営能力などの経営者の人物の把握にも努め、その事業者の総合的信用力に重点を置いて保証承諾を行っております。

次に、2つ右側の「代位弁済」ですが、平成21年度をピークといたしまして、以降は同年度に施行されました「中小企業金融円滑化法」、また、景気の緩やかな回復、こういったことから、減少傾向が続いております。

一番右側の欄「回収」でございますが、保証協会は金融機関への代位弁済後、先ほど申し上げましたように、中小企業からの回収業務を行っております。代位弁済自体が減少しておりますことから、こちらも減少傾向にございます。

次に、7ページを御覧ください。「平成30年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表」でございます。

本日の審査に係る補助金交付申請の件数、金額をまとめたものでございます。「代位弁済」から「回収金額」を控除したものが、「求償権残高」になります。この「求償権残高」から、その隣の日本政策金融公庫から補填されます「保険金等」を差し引いたものが、一番右の「平成30年度補助金交付申請」となります。この表の一番右下の欄にありますように、償却時補助及び代位弁済時補助を合わせました5,269件、52億5,043万9,000円でございます。この補助金の使途について、ご審査をお願いするものでございます。

次に、8ページ、「東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領」を御覧ください。

本審査会に先立ちまして、補助対象案件について、私ども金融部職員及び外部専門家による事前調査を実施しておりますが、事前調査につきましては、これまでの本審査会におけるさまざまなご意見や法律及び会計の専門家のご意見等を参考といたしまして、調査の対象や実施方法等を定めたこの要領に基づき実施しているところでございます。

続きまして、10ページを御覧願います。「平成30年度補助対象案件の調査状況」により具体的にご説明を進めます。

本年度は2,785債務者、5,269件、52億5,043万9,000円が調査対象となります。

まず、①「東京都職員による調査」ですが、全ての案件について、補助金交付の対象として適合するか、およそ8カ月ほどかけまして、調査を実施してございます。

具体的には、調査項目の欄にありますように、補助対象となる制度融資であるか否か、保証協会が信用保証協会法に基づき作成しております業務方法書に従い、債務の保証をしているか、日本政策金融公庫の保険金の補填があるか、また、補助金の金額算定に誤りがないかなどにつきまして、全件を調査しております。

また、案件に応じまして、保証状況、代位弁済状況及び求償権管理状況に不審な点はないかなどにつきましても確認いたしております。

次に、②「専門家による調査」ですが、調査の客観性、専門性を期するため、弁護士会及び公認会計士協会からご推薦いただきました中小企業金融に精通された弁護士及び公認会計士の方々により、こちらはおよそ4カ月ほどかけまして、4人体制で調査を実施いたしました。

まず、調査対象ですが、保証直後に代位弁済されていることや、補助金額が高額であることなどの一定の基準に該当するもの及び無作為に抽出しました案件を合わせた81債務者、345件を選定いたしました。

その調査方法ですが、外部専門家は、まず提出されました資料に基づく書面調査を行い、この中で疑問点等について、保証協会に対し文書照会を行っております。

この書面調査の結果を踏まえまして、さらに詳細に聞き取る必要があるとされた案件につきましては、保証協会の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施しております。

次に、下段③「審査会」ですが、本日も説明させていただく個別の債務者の事例については、専門家による調査が行われたもののうち、補助金の使途の公正性、妥当性をご審査いただく観点から、特に委員の皆様にご説明すべき案件として、専門家が選定した25債務者、119件でございます。

以上、簡単ではございますが、総括的な説明を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審査のほど、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 加藤部長、丁寧な説明をありがとうございました。

ただいま、審査の対象となる仕組みを含めて、制度全般についてご説明をいただいたわけですが、これから審査を具体的に進めていきたいと思っております。

なお、審査に当たりましては、東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定によりまして、会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、または説明を行うよう求めることができるとございます。これから事務局に説明していただく内容は保証協会の実務にかかわる内容が含まれておりますので、東京信用保証協会の幹部職員を出席させまして、必要に応じて説明を求めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、債務者別の説明及びこれにかかわる質疑応答につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含むために、この会議は非公開といたします。傍聴の方はいないですね。

(債務者別の説明のため非公開)

○高橋会長 ここまで審査を進めてまいりましたが、これより諮問を受けました答申につきましてお諮りをさせていただきたいと思っております。

平成31年1月23日付、東京都知事から諮問のございました東京信用保証協会の保証債務履行に対し都が交付する補助金の使途につきまして、当審査会として妥当と認めるという答申にいたしたいと思っておりますが、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。

ご賛同いただきましたので、そのように答申をすることと決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長である私に一任をいただきまして、早急に事務局と調整をしまして、事務局を通じて、速やかに東京都知事に提出をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間ご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審査会を閉会といたします。

大変長時間ありがとうございました。

16時15分閉会